



2025年5月13日

各位

会社名 古河電気工業株式会社  
代表者名 取締役社長 森平 英也  
(コード: 5801、東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員IR部長 滝田 博子  
(TEL. 03-6281-8540)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月25日開催予定の当社第203回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

以下の各理由により、当社定款の一部を変更するものです。

- ① 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員である取締役に關する規定の新設、ならびに監査役会および監査役に關する規定の削除等を行う(変更案第4条等)。
- ② 監査等委員会設置会社への移行に際し、取締役会の実効性確保の観点から当社の取締役会を適切な規模とするべく、取締役の員数(定員)を縮小する(変更案第16条)。
- ③ 機動的な意思決定および業務執行を行うことを可能とするため、取締役会から取締役への権限委譲に關する規定を新設する(変更案第24条)。
- ④ 機動的な株主還元を実現するため、剰余金の配当等の決定を、従来の株主総会の決議に加え取締役会の決議によっても行うことを可能とする規定を新設する(変更案第30条)。本変更に伴い、現行定款第7条および第35条を削除するとともに、変更案第31条第2項および第3項を新設する。
- ⑤ 上記①から④の変更に伴う条数の繰上げおよび附則の新設のほか、文言の整理を行う。

#### 2. 変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2025年6月25日 (予定)

定款変更の効力発生日 : 2025年6月25日 (予定)

以上

# 別紙

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 ～ (条文記載省略)</p> <p>第 3 条</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条 (条文記載省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条 ～ (条文記載省略)</p> <p>第 9 条</p> <p>(株主名簿管理人および株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 (条文記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 ～ (現行どおり)</p> <p>第 3 条</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第 7 条 ～ (現行どおり)</p> <p>第 8 条</p> <p>(株主名簿管理人および株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>2. (条文記載省略)</p> <p>3. (条文記載省略)</p> <p>4. 当会社の株式に関する手続きおよびその手数料については、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 当会社の株式に関する手続きおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>第 11 条</p>	<p>第 10 条</p>
<p>～ (条文記載省略)</p>	<p>～ (現行どおり)</p>
<p>第 12 条</p>	<p>第 11 条</p>
<p>(招集者および議長)</p>	<p>(招集者および議長)</p>
<p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p>
<p>2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p>	<p>2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第 14 条 (条文記載省略)</p>	<p>第 13 条 (現行どおり)</p>
<p>(決議方法)</p>	<p>(決議方法)</p>
<p>第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>2. (条文記載省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>第 16 条 (条文記載省略)</p>	<p>第 15 条 (現行どおり)</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>(員数)</p>	<p>(員数)</p>
<p>第 17 条 当会社の取締役は、<u>20 名以内</u>とする。</p>	<p>第 16 条 当会社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、<u>10 名以内</u>とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(選任) 第 18 条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文記載省略)</p> <p>3. 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等) 第 20 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(代表取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって当社を代表すべき取締役を選定するものとする。</p>	<p>2. 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</p> <p>(選任) 第 17 条 当社の取締役は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第 18 条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(報酬等) 第 19 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(代表取締役) 第 20 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、当社を代表すべき取締役を選定するものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役の互選により定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>(招集の通知)</p> <p>第 23 条 取締役会招集の通知は、あらかじめ取締役会で定めた期日の場合を除き、各取締役および各監査役に対して、会日の 3 日前に発するものとし、併せて議題をも通知するものとする。ただし、緊急を要する場合において、適当な方法により通知をなしたときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条 (条文記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 25 条 (条文記載省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数および常勤の監査役)</p> <p>第 26 条 <u>当会社の監査役は、6 名以内とする。</u></p>	<p>(招集者および議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の互選により定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(招集の通知)</p> <p>第 22 条 取締役会招集の通知は、あらかじめ取締役会で定めた期日の場合を除き、各取締役に対して、会日の 3 日前までに発するものとし、併せて議題をも通知するものとする。ただし、緊急を要する場合において、適当な方法により通知をなしたときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(常勤の監査等委員である取締役)</p> <p>第 26 条 (削除)</p>

現行定款	変更案
<p>2. <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第 27 条 <u>当会社の監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 28 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役会招集の通知)</p> <p>第 30 条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対して、会日の 3 日前に発する。ただし、緊急を要する場合において、適当な方法により通知をなしたときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第 31 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p>	<p><u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(招集の通知)</p> <p>第 27 条 <u>監査等委員会招集の通知は、各監査等委員である取締役に対して、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合において、適当な方法により通知をなしたときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第 28 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、そ</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第 33 条 (条文記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 34 条 <u>剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 35 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載または記録された株主</u></p>	<p><u>の過半数をもって決する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 30 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 31 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>3. <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の除斥期間) 第 36 条 (条文記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第 32 条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 第 1 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、当社の第 203 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>